**平成２４年（フ）第１９８９号**
福岡県古賀市米多比1129番地３
債務者　川崎英都史
１　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１９９３号**
福岡県筑紫野市光が丘１丁目12番地２コモンシティ光が丘Ｂ―103号
債務者　平川　幸典
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第１９９４号**
福岡県筑紫野市光が丘１丁目12番地２コモンシティ光が丘Ｂ―103号
債務者　平川　貴子
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２０５６号**
福岡市早良区荒江２丁目６番37号
債務者　吉形　　恵（旧姓西村）
１　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２０７７号**
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目70番地４メゾン博多南105号
債務者　深川　年男
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２０７８号**
福岡県筑紫郡那珂川町道善１丁目70番地４メゾン博多南105号
債務者　笹渕　清子
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２１７５号**
福岡市早良区原団地33番304号
債務者　田中　伸二
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２１９４号**
福岡市東区松島２丁目１番30号
債務者　宮崎　宗春
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２２０６号**
福岡県朝倉市杷木池田298番地７
債務者　西田　　恵（旧姓林・飯田）
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２２１３号**
福岡県朝倉郡筑前町弥永385番地
債務者　中島　　強
１　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第２２６５号**
福岡市城南区西片江１丁目13番８―407号
債務者　深町　幸一
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２４年（フ）第４５７号**
大分市大字中戸次1262番地の112
債務者　首藤　　浩
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２４年（フ）第１６８号**
新潟県中魚沼郡津南町大字下船渡甲3740番地
債務者　村山　康平
１　決定年月日時　平成24年12月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

**平成２４年（フ）第２５３号**
福井市高木中央２丁目1115番地　コーポM101、申立時の住所福井市高木北２丁目1205番地２
債務者　三村　三郎
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第２５４号**
福井市高木中央２丁目1115番地　コーポM101、申立時の住所福井市高木北２丁目1205番地２
債務者　三村　公子
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３１４号**
福井市二の宮１丁目13番17号　アピアチェーレ二の宮202
債務者　山崎　　茜
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３２６号**
福井県鯖江市石田下町第８号12番地５
債務者　天勝　博文
１　決定年月日時　平成24年12月17日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月18日まで
福井地方裁判所民事部破産係